

## リスク管理体制

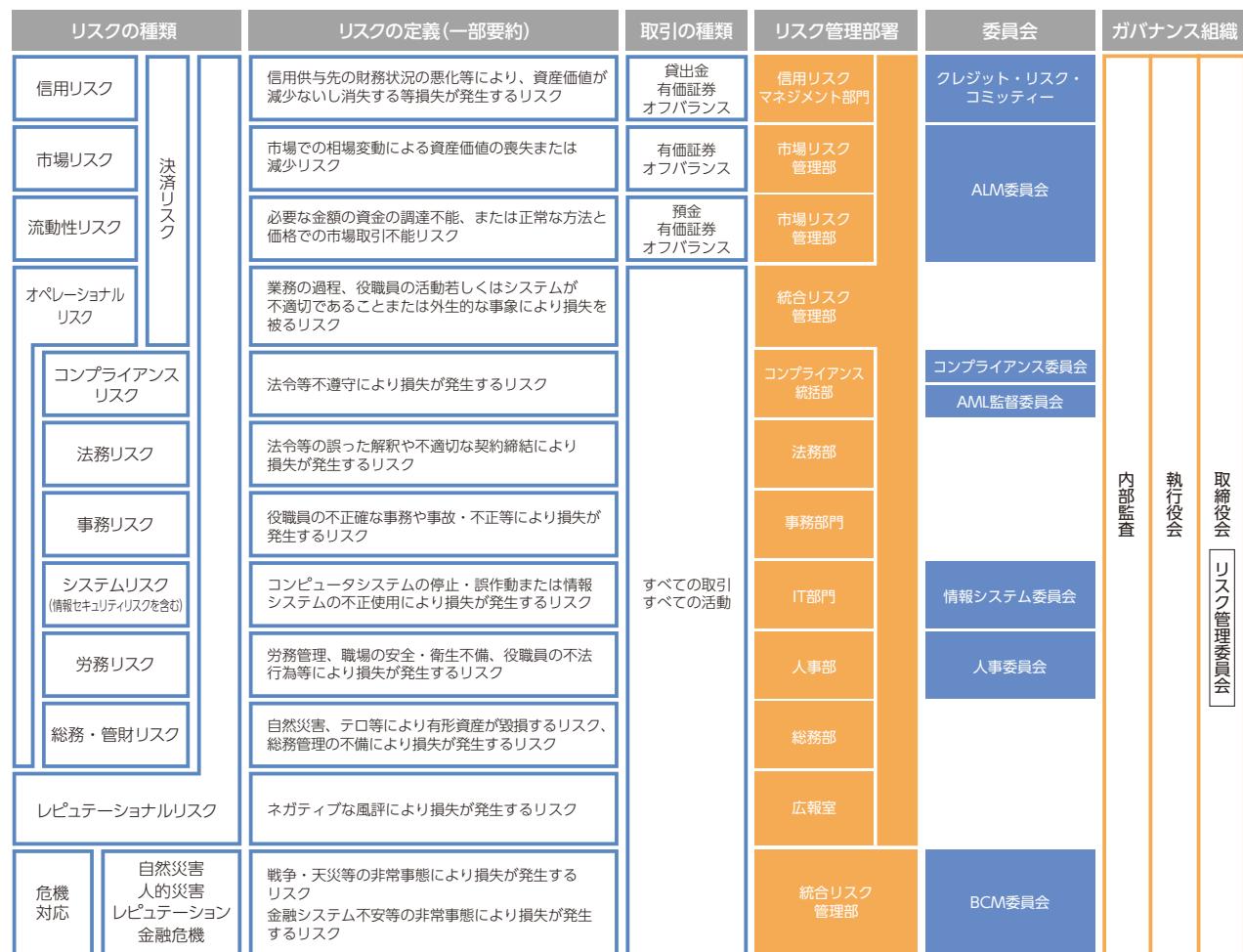
当行は指名委員会等設置会社制度を採用しており、取締役会がリスク管理体制および内部統制体制の大綱を決定し、執行役がそれらの体制を構築・運営し、さらに監査委員会が中心となってその監督を行う体制により、組織的にリスクコントロールがなされています。当行では、取締役会が「リスク管理基本ポリシー」を定め、各主要リスクに関する管理規定を決定するとともに、資本配賦等重要なリスク管理目標およびリスク許容レベルを設定しリスク管理態勢の構築に責任を持つ一方で、業務執行を担う執行役会が具体的なリスク管理規程の制定、詳細レベルのリミット等の設定・見直し、リスク計測モデルの承認、償却・引当水準の検証・承認などの重要事項の決定を行う態勢を構築しています。「リスク管理基本ポリシー」においては、管理すべき主要リスクを明確にし、それぞれのリスクカテゴリーを所管する専門部署を定めています。具体的には、信用リスクは「信用リスクマネジメント部門」

および「統合リスク管理部」、市場リスク・流動性リスクは「市場リスク管理部」、オペレーションリスクのうち、コンプライアンスリスクは「コンプライアンス統括部」、法務リスクは「法務部」、事務リスクは「事務部門」、システムリスクは「IT部門」、労務リスクは「人事部」、総務・管財リスクは「総務部」、レピュテーションリスクは「広報室」が所管しています。そして、これらのリスクを「統合リスク管理部」が網羅的・体系的に管理しており、各リスク所管部署を統括し、リスクの計量化とともに統合的な管理を行っています。

各主要リスク所管部署においては、リスク管理に関する基本ポリシーや規程などの整備を進める一方、ルールの遵守状況や枠管理などのモニタリング活動を行うとともに、担当執行役・リスク関係委員会・執行役会・取締役会への定期的な報告を行っています。

また、「内部監査部」が、内部管理の適切性・有効性の検証を行い、適切なリスク管理体制の維持に努めています。

### リスク管理体制の概要



## ■ 信用リスク

当行では、「クレジット・ポリシー」をはじめとする基本方針・基本規程に基づき、クレジット・リスク・コミッティーおよび各所管部門にて、案件審査・債権管理、信用格付の運営、自己査定・償却・引当、信用リスク計量および与信ポートフォリオ管理を行っています。

### ● 案件審査・債権管理

信用リスクマネジメント部門では、業種や与信形態の特性に応じた規定を定めて与信審査および債権管理を実施しています。

### ● 信用格付の運営

信用リスクマネジメント部門では、債務者の債務履行能力に応じた債務者格付を付与し、これを利用して案件審査・債権管理を実施しています。

### ● 自己査定・償却・引当

貸出資産の自己査定については、信用リスクマネジメント部門にて、明確な判断基準を定めた規程に基づき、資産内容の実態を把握したうえで実施しています。また自己査定結果に基づき、適切な償却引当額の算定を行っています。

### ● 信用リスク計量

統合リスク管理部では、与信ポートフォリオのリスクを適正に評価するため、統一的なリスク指標であるVaR<sup>(注)</sup>を使って信用リスク量を計測し、計測結果を取締役会および執行役会に報告しています。

### ● 与信ポートフォリオ管理

信用リスクを適切にコントロールするため、取締役会では大口与信先およびリスク特性が相似した特定業種・特定商品へのクレジットリミットを設け、与信集中リスクをコントロールしています。

(注) VaR(バリュー・アット・リスク):一定期間に一定の確率内で発生する資産の最大損失額のこと、統計的手法を用いて算出します。

## ■ 市場リスク

当行では、「市場性リスク管理の基本ポリシー」に基づき、銀行全体および市場部門の市場リスクの定量的な把握・分析を市場リスク管理部が担当し、ALM<sup>(注)</sup>委員会および取締役会に定期報告する体制が構築されています。

(注) ALM: 資産(Asset)と負債(Liability)を統合的に管理(Management)することです。

## ■ 流動性リスク

当行では、「流動性リスク管理の基本ポリシー」を定め、資金繰り管理等を日々モニタリングし、逼迫度合いを把握するとともに、資金繰りに悪影響を及ぼすと想定される風評等についての情報を常に収集・分析対応できる体制を構築しています。

## ■ オペレーションルリスク

当行では、統合リスク管理部を中心に、オペレーションルリスク管理に必要な情報をモニタリングし、分析を行ったうえで、執行役会にて経営陣に報告する体制を整備しています。

さらに、オペレーションルリスクに含まれる各リスクについては以下の通りの管理体制を構築しています。

### ● 法務リスク

法務部は、法務リスクの発生の予防・極小化に努めるほか、必要に応じて弁護士などの専門家の意見を聴取する体制をとっています。また、法令の制定・改廃への対応や訴訟遂行・管理を行っています。

### ● 事務リスク

当行では「事務リスク管理基本ポリシー」を定め、事務リスクの組織横断的な把握、計測、評価、管理を行うとともに全行的な意識統一および徹底を図ることで、事務リスクの防止、回避、極小化を図っています。

### ● システムリスク

IT部門は、社会的影響に鑑み、コンピュータシステムの安定稼動および情報資産の適切な保護をシステムリスク管理上の最重要項目に位置付け、対策を講じています。

### ● 労務リスク

人事部は、従業員の労働環境や職場の安全・衛生の維持・向上に努め、労務リスクの発生の予防極小化を図っています。

### ● 総務・管財リスク

総務部は、建物・設備の点検体制の強化や、バリアフリーの充実、耐震強化等を進め、総務・管財リスクの極小化を図っています。

## ■ レピュテーションルリスク

当行では、レピュテーションルリスクが、信用の上に成り立つ金融機関にとって致命的な悪影響を与える可能性があり、一元的に把握・管理され適切に対応されることが必要不可欠であるとの認識のもと、「レピュテーションル・リスク管理規程」を定めるとともに、風評被害に対する管理体制の構築を図っています。また、レピュテーションルリスクによる緊急事態に備えて「レピュテーションル・リスク対応コンティンジェンシー規程」を策定しています。

## ■ 危機対応

当行では、「コンティンジェンシー・プラン基本ポリシー」を定め、業務遂行に重大な悪影響を及ぼす「大規模地震」「金融危機」などの緊急事態が発生した際の業務継続の対応方針・手順をコンティンジェンシー・プランとして定めています。また、BCM委員会にて危機管理体制を構築・整備し、定期的に訓練を実施する等危機対応の実効性の確保に取り組んでいます。

## ■ 内部監査体制

当行では、他の業務部門から独立して内部監査機能を担う内部監査部を設置し、リスクの管理状況、法令・規程等の遵守状況を含む業務全般にわたる監査を行っています。